



熊本県公報

第 1 1 7 7 3 号

平成 21 年 1 月 20 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（棚底加入区）	（団体支援総室） 1
公 告	
○平成21年度治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント ト及び現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の追加	（農村計画・技術管理課） 1
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	（建築課） 5
○天草空港気象観測業務委託にかかる一般競争入札の実施	（港湾課） 5
登 載 依 頼	
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	（選挙管理委員会） 8
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	（ 〃 ） 9
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	（ 〃 ） 9
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	（ 〃 ） 10
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	（ 〃 ） 10
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	（ 〃 ） 10
○天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	（医療政策総室） 11

告 示

熊本県告示第37号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
棚底加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市倉岳町棚底2894番地1 蛭子本臣 慎
天草市倉岳町棚底2470番地 中本 厚生
天草市倉岳町棚底1956番地9 松本 茂一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
倉岳町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年1月20日から平成21年2月3日まで
- 5 縦覧場所
倉岳町漁業協同組合

公 告

熊本県公告第25号

平成21年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表1又は別表2に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成21年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象者
平成21年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者であって、平成20年度及び平成21年度治山・林道事業

の業務委託に係る指名競争入札参加希望者調査において、該当する技術者を有することが確認済みの者（以下「確認者」という。）以外の指名を希望する者。ただし、確認者であっても平成 21 年度に業務等の拡大を希望する者は、対象者とする。

2 提出方法

持参又は郵送（簡易書留によること。）

3 提出期限

平成 21 年 2 月 10 日（郵送の場合は、平成 21 年 2 月 10 日消印有効）

4 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室
- (2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県農林水産部課農村計画・技術管理課技術管理室

5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望者調査表（別記第 1 号様式）	1 部
2	技術者経歴書（別記第 2 号様式）	1 部
3	測量・設計等実績調書（別記第 3 号様式）	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

6 結果通知

平成 21 年 3 月 10 日までに文書で通知する予定。

7 問い合わせ先

熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室 電話 096-333-2467

8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表 1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が 3 年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が 2 年以上ある者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が 3 年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が 2 年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者 (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は

	<p>林業) を修めて卒業した者 (以下「専門学校卒」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木(土木、農業土木又は林業)の知識及び技術を有していると認められる者 (以下「高等学校卒」という。) であって、卒業(上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。) 後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上ある者</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p>
技師 A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 4 年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験 (治山工事における現場代理人の経験を含む。) が 4 年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、治山に関するの実務経験が 4 年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録 (森林土木部門) を受けた者</p> <p>(2) 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令による大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業) を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 13 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業) を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 17 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学</p>

	校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する 20 年以上の実務経験を有する者
--	--

別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者 (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上ある者
主任技師	設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者 (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者
技師 A	設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上ある者

	(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上ある者
--	---

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者 3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの (1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、森林土木部門に関する 4 年以上の実務経験を有する者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 1 3 年以上の実務経験を有する者 (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 1 7 年以上の実務経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する 2 0 年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第 2 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市浪床町字切通 2 9 9 0 番 1、同 2 9 9 0 番 9、同 2 9 9 0 番 1 0、同 2 9 9 0 番 1 1 及び同 2 9 9 0 番 1 2
1, 5 3 4. 3 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
人吉市浪床町 3 1 8 2 番地 1
丸尾 政喜

熊本県公告第 2 7 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
天草空港気象観測業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
 - (4) 履行場所
天草市五和町城河原地内（熊本県天草飛行場）

- (5) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントを加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けている。
- (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有する者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 21 年 1 月 27 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで提出すること。
ただし、受付期間終了後も入札執行の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県のホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- (2) 気象に関する基礎的知識を有すること。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
(5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望するものは、2 の（2）～（5）に示す要件をみたしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は本競争入札に参加することができない。
(1) 提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が 1 MB を超える場合には、4 の（1）に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
イ 紙入札方式（書面による入札をいう。以下同じ。）による入札参加の場合
申請書等を 4 の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
告示の日から平成 21 年 2 月 3 日（火）午後 5 時 30 分まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
(3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
(1) 契約条項を示す場所

熊本県土木部港湾課管理係（県庁行政棟本館 1 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 電話番号 096-333-2515 ファックス番号 096-387-2461

- (2) 委託業務仕様書等
 - ア 閲覧（交付）の期間
 公告の日から平成 21 年 2 月 9 日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 閲覧（交付）の場所
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は 4 の（1）に記載する場所で交付する。

- (3) 入札の日時及び場所
 - ア 電子入札システムによる入札
 3 の（3）記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成 21 年 2 月 9 日（月）午後 5 時までに入札すること。
 - イ 紙入札方式による入札

- (ア) 日時 平成 21 年 2 月 10 日（火）午後 1 時 30 分
- (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室

- (4) 開札の日時及び場所
 4 の（3）のイに同じ。

- (5) 再入札
 開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
 再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成 21 年 2 月 10 日午後 2 時 30 分までに電子入札システムにより入札すること。

5 入札方法等

- (1) 入札方法

- ア 電子入札システムによる入札の場合
 4 の（3）のイの日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
 ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書提出日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式により入札することができる。
- イ 紙入札方式による入札の場合
 別に定める「入札書」により作成し、4 の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
 ただし、代理人をして入札するときは、別に定める委任状を入札書と同時に提出すること。
 なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 21 年 2 月 9 日（月）までに 4 の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
 (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び開札日時を朱書きすること。
 (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

- (2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。
 ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (3) 入札の回数

入札回数は 2 回までとする。
 なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
 また、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。

- (4) 落札者の決定方法

本競争入札は最低制限価格を設けているため、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (5) 無効の入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の I C カードを使用して提出された入札
- コ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
- 委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
 - (1) 契約書作成の要否
 - 要
 - (2) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年間の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これら全てを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 8 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 2 1 年 1 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政党

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
自由民主党宇城市支部	守田 憲史	平江 和代	宇城市小川町江頭 3 8 番地 5

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
清田克彦後援会	清田 克彦	清田 林二	玉名郡玉東町上白木 5 2 5 - 1
きら清一後援会	吉良 清一	後藤 長谷男	阿蘇郡南阿蘇村両併 2 0 1 5
藤本たかひで後援会	林田 敏夫	阿蘇品 幸博	山鹿市山鹿 4 1 7 番地 1 3
宮内道則後援会	高峰 博美	白坂 次義	葦北郡芦北町白岩 1 0 9 5 - 1

熊本県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 21 年 1 月 20 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
自由民主党熊本県第一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
自由民主党熊本県第三選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
自由民主党熊本県第四選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
蒲島郁夫後援会	主たる事務所の所在地	熊本市長嶺東 2-40-16	熊本市国府 1-13-7
小林佳之後援会	主たる事務所の所在地	下益城郡城南町下宮地 7 2 2 番地 6	下益城郡城南町下宮地 7 3 3 番地
坂本てつし後援会	国会議員関係政治団体の区分 〔公職の候補者の氏名 及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体 坂本 哲志 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
坂本てつしを支える会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 〔公職の候補者の氏名 及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 坂本 哲志 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
新熊本政経研究会	国会議員関係政治団体の区分 〔公職の候補者の氏名 及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体 野田 毅 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
新世代政策研究会	主たる事務所の所在地	熊本市健軍 1-37-6	熊本市江津 2-29-25
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 〔公職の候補者の氏名 及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 木原 稔 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
つどめ和子後援会	政治団体の名称	つどめ和子後援会	津留和子後援会
	主たる事務所の所在地	上天草市大矢野町中 9 7 6 9-1	上天草市大矢野町中 9 7 9 1
	代表者	園 和治	中田 稔
中島たかとし後援会	会計責任者	森 奈穂子	丸岡 正昭
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 〔公職の候補者の氏名 及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 中島 隆利 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	代表者	河添 恭輔	
野田たけしの会	国会議員関係政治団体の区分 〔公職の候補者の氏名 及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 野田 毅 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
早川英明後援会	代表者	松村 鎮雄	河添 恭輔

熊本県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 21 年 1 月 20 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政党

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
自由民主党熊本県第一支部	山鹿市津留 2 2 2	平成20年12月26日

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
魚住汎英後援会	菊池市隈府 2 7 4 番地	平成20年12月1日
鎌倉孝幸後援会	熊本市花立 3 丁目 1 5 番 2 5 号 K・B L D 内	平成20年12月24日
熊本内航海運泉信也後援会	上天草市松島町合津無番地	平成20年12月10日
相良村を明るくする会	球磨郡相良村柳瀬 9 4 - 3	平成20年12月1日
すえひろ会	菊池市隈府 2 7 4 番地	平成20年12月1日

熊本県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
清田 克彦	町村長	清田克彦後援会	玉名郡玉東町上白木 5 2 5 - 1	清田 克彦
吉良 清一	町村長	きら清一後援会	阿蘇郡南阿蘇村両併 2 0 1 5	吉良 清一

熊本県選挙管理委員会告示第 1 0 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出事項の異動届を提出した者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容	
				新	旧
甲斐 利幸	町村長	甲斐利幸後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町浜町 1 7 2 - 1	上益城郡山都町御所 4 3 2 - 1
坂本 哲志	衆議院議員	坂本てつしを支える会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第 1 9 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 1 9 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 坂本 哲志 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
木原 稔	衆議院議員	新世代政策研究会	主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	熊本市健軍 1 - 3 7 - 6 法第 1 9 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 1 9 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 木原 稔 衆議院議員	熊本市江津 2 - 2 9 - 2 5 国会議員関係政治団体以外の政治団体
中島 隆利	衆議院議員	中島たかとし後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第 1 9 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 1 9 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 中島 隆利 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第 1 1 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
鎌倉 孝幸	県知事	鎌倉孝幸後援会	熊本市花立3丁目15番25号K・BL	鎌倉 孝幸

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成 2 1 年 1 月 2 1 日（水）
午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
熊本県天草市今釜新町 3 5 3 0
熊本県天草地域振興局 会議棟 2 階大会議室
- 3 議題
(1) 救急病院の更新について
(2) 新型インフルエンザ対策について
(3) 健康危機管理時における栄養・食生活支援連携事業について
(4) その他
- 4 非開示事項
上記議題のうち、(1) の「救急病院の更新について」
理由
医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
- 5 傍聴者の定員
1 0 人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町 3 5 3 0
熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）
（電話 0969-23-0172）